

# ミャンマーへの日本企業の直接投資

都築雄岳

## はじめに

日本の製造業にとって、製造拠点を海外(特にアジア)にせっちすることは当然の時代となっている。それまでの中国・タイ・ベトナムなどが一般的であるが、それらに替わる新しい拠点地域、ラスト・フロンティア(最後の開拓地)として注目されている国がミャンマーである。

## 第1章 軍政期のミャンマーと中国

長く軍事政権を経験してきたミャンマーは、専門知識の乏しい軍人が経済政策を行ってきたことにより、国の経済が低迷していた。50年前には豊かであったこの国は、今では国連によって最貧国(後発発展途上国)として認定されている。

中国は、ミャンマーの地理的重要性や、豊富な天然資源を狙って軍事援助・経済開発をしている。ミャンマーにとっても、援助の受け入れ、人権の圧力を受けないこと、中国への依存を警戒する他国からも接近(=援助)を引き出すことができるというメリットがある。

## 第2章 民主化へ向かうミャンマー

現在、民主化へ舵をきり、国際社会へと復帰しようとしているミャンマーの変化させたもの、変化させなかったものを見る。

ミャンマーの現国家元首であるテイン・セイン大統領は、議会から選出された大統領である。就任以降、民主化政策として、政治犯の釈放、アウン・サン・スー・チーとの和解、民間メディアの自由化、少数民族との和解・停戦、改革派を中心に据える人事改革をした。

経済開放政策としては、①2つのレートが併存する多重為替レートの統一、②外国投資法の改正、③経済特区の建設がある。

民主化の流れの中で、ミャンマーを取り巻く対外関係は変化してきた。日本との援助の関係は、1960年代から始まっている。2003年頃から人権問題の観点から援助内容が制限していたこともあるが、現在では幅広い分野で援助が実施されている。

アメリカがミャンマーへの経済制裁を緩和したことに合わせて、日本やEUが同様に制裁を緩和し始めた。アメリカの制裁緩和の背景には、経済・外交制裁はミャンマーの体制変更につながっていないという分析結果があったことがある。

2008年から施行されている「ミャンマー連邦共和国憲法」は、国軍の影響力が非常に色濃い内容である。軍人議員の議会に占める割合の大きさや、国軍司令官が大統領よりも強い権限を持つ可能性があるからである。

### 第3章 投資先として注目を集めるミャンマー

工場を設置する企業にとっての大きな魅力はミャンマー人の低い賃金と豊富な労働力、そして国民性にある。ミャンマーの作業員の賃金は53ドルであり、中国の326ドルやタイの345ドルに比べると、周辺国に比べてかなり賃金は低い。国民の多くが農村にいたり、タイへの出稼ぎ労働者が多いこと、外国企業の進出がまだ少ないため、競争が起きていないことから、人材確保は容易である。一般的なミャンマー人の国民性として、器用で、争いを好まない、物静かな人が多いことがあげられ、そのためか都市の治安が良いとされている。ミャンマーの識字率は、初等教育が充実しているため、周辺の東南アジア諸国と比較しても遜色がなく、人的資源の価値を高めている。

### 第4章 ミャンマーの投資環境の抱える問題

ミャンマーは、注目の割に進出する企業は多くない。あくまでも改革を開始したばかりの後発途上国であるため、インフラや法制度が未整備の状態であることが現実の課題なのである。

電力、一般道路、通信のインフラの整備が最も遅れている。最大都市のヤンゴンの電化率は61%、その他の地域では15.8%、全国では22%と、とても低い水準となっている。電力の慢性的不足に対応するため、企業や都市部の富裕層は自家発電機を設置している。このため電力のコストは2倍ほど大きくなってしまふとされ、進出を足踏みする企業も出てくるのである。

ハード面のみならず、法制度など、ソフト面の問題もある。許認可の遅さや、法制度の整備などに課題が残っている。最長1年の期間が必要な外国投資法は、いち早く開業したい企業にとっては長すぎると考えられる。

天然ガスや鉱物などの天然資源が豊富だが、これが仇となっているとも捉えることができる。「資源の呪い」とは、国が資源輸出に依存してしまうことで、他の産業の成長が阻害されてしまうという現象であるが、これがミャンマー経済にも当てはまると考えられる。

### おわりに

GDPが約520億ドルと非常に少ないが、GDP成長率は10%台を継続して記録している。人口6200万人、国土面積67万平方キロメートルという規模の国であるということを考えると、将来は現在のベトナム、タイと同規模の国にまで発展する可能性もあるという。

豊富な天然資源を活用した資源開発分野が、今後も成長の中心となる分野と考えられるが、この国には豊富な人材を使った労働集約型産業の進出にとっても大きな魅力があり、チャイナ・プラスワンの生産拠点として成長することも期待できる。しかし、ミャンマーの成長の可能性をあまりに楽観的に捉えることには、第4章で見たように、多少の無理があるのかも知れない。

## 「非営利組織と行政のパートナーシップ」

松村 知紀

### 第1章 L. M. サラモンの「非営利組織」観

非営利組織研究の第一人者であるレスター・サラモンの著作をもとに、彼の主張を整理した。

第1節ではアメリカの非営利組織史の概観、第2節では非営利組織の経済学的な理論、第3節では行政とのパートナーシップによっておこる問題を整理した。アメリカでは様々な福祉サービスが非営利セクターへの援助を通して行われる。このような協働は近年になって始まったのではなく、アメリカの建国期から始まっている。しかし、アメリカでは政府と非営利セクターのこの関係が見落とされ、レーガン大統領時代に非営利セクターの歳出が減ってしまった。

第2節では非営利組織の存在理由を経済学的に明らかにするため「市場の失敗」・「政府の失敗」の理論を使った。市場の失敗の要因には「不完全競争」、「外部不経済」、「情報の不確実性」、「フリーライダー」などがあるが、非営利組織は後半の2点において市場の失敗を克服できる。「政府の失敗」の理論からは、政府は平等性・公平性を意識して「大多数の意見」に基づいた政策を行うが、社会が多様になるにつれ、「大多数の意見」とは異なるニーズが生まれ、それを補うのが非営利組織である、と導ける。しかし、これら2つの理論は非営利組織の企業や行政に対する比較優位性を表すだけである。

また、第3節では行政との協働のなかで「独立性」・「仕入れ先主義」・「専門化・官僚化」といった問題が発生することを述べた。

### 第2章 パートナーシップの構造～イギリスとの比較～

この章ではイギリスを例に行政とのパートナーシップ問題を考えている。第1節では公共サービスの財源と実際のサービス供給者の観点で見たパートナーシップモデルを挙げた。それは、①財源・サービスともに政府が主導となる「政府優位モデル」、②非営利組織が主導する「サードセクター優位モデル」、③財源・サービスの実施が独立的である「二元モデル」、④行政と非営利組織が財源・サービス実施の点で協働する「協働モデル」の4つである。また、イギリスの「地域戦略パートナーシップ」を紹介し、日本への示唆をまとめた。イギリスはVCO（日本のNPOにあたる）の役割を法律で明らかにしており、パートナーシップの重要性を述べている。地域戦略パートナーシップでは中央と地方、地方と民間団体の二重の構造をつくっている。日本のシステムよりも進んでいるといえるが、地方政府の裁量権が限定されるなどの問題点もある。

第2節では非営利組織のマネジメントの問題を扱う。非営利組織の「専門化」はサービスの質をよりよいものとするためにスタッフが専門化する問題である。しかし、行き過ぎ

たプロフェッショナルでは組織への帰属意識を失ってしまうために適切なマネジメントが必要である。

第3節では中間支援組織の役割を整理している。その役割とは地域のネットワーク化や、人材育成、NPO・ボランティア団体の経営支援、政策提言などである。

### 第3章 日本の非営利組織の課題 「協働」を考える

第1節ではNPO法人「シミンズシーズ」を例にNPOの行政との関わり、そして地域との関わりについてとりあげた。「シミンズシーズ」は兵庫県加古川市を中心に活動する「中間支援」型のNPOであり、事業を通じて地域のネットワーク化や、NPO・ボランティア団体の支援・人材育成を行う。「シミンズシーズ」の収入の6割は兵庫県による委託事業であるが、残り3割は他団体との協働や支援を通じて、つまり自分たちのミッションに沿った形で独立性を保っている。高い専門性をもち、自力で事業を継続するモデルは今のNPOにおいて重要である。

第2、第3節ではNPOと行政の関わり方についてもう一度整理し、結論を提示した。結論は4点ある。1点目はNPOとしての専門性を高めてプロとして協働することである。専門性を高めることで行政に対して精神的に独立し、事業展開ができるようになる。またNPOという組織自体の専門性を高めるには中間支援NPOの支援が欠かせない。2点目は組織のミッションに合致した収益事業を行うことである。NPOは行政の委託や補助金を受けの際、ベンダリズムが起これないよう考慮しなければならない。「NO」と言える発言力をもつためには1点目で述べた「専門性の向上」が重要である。3点目は中間支援NPOの役割を強化することである。地域のネットワーク化、NPO運営・人材育成の支援、政策提言などの機能を有するNPOは地域の「市民型自治」を促進する鍵であると言える。4点目は全国的なNPO支援のルールをつくることである。イギリスとの比較で明らかのように、日本におけるNPOと行政のパートナーシップはまだ個別・単発的である。そのためイギリスの「地域戦略パートナーシップ」のような国レベル、地域レベルの協働の枠組みづくりが必要だといえる。しかし、この制度によって中央政府が強く介入してくる可能性があるため、日本における何らかの工夫が必要である。

ここで、第2章で述べた4つのモデルを振り返ってみたい。アメリカは政府が財源を調達し、非営利組織がサービスの供給を行うという「協働モデル」、イギリスは「政府優位モデル」の影響が強い「協働モデル」と分類できるだろう。私の結論を分析し、このモデルに当てはめるなら「二元モデル」の考えを取り入れた「協働モデル」と言えるだろう。NPOが行政に過度に依存的になり、「行政の下請け」とならないためには、専門性を高め、精神的に独立することが重要である。行政と委託や補助金などでつながりつつ、自らのミッションに合致した事業展開を行っていくことが今後のNPOには必要であり、このような体制を後押しする中間支援NPOの役割はますます注目されるだろう。

三回生論文  
災害ボランティアの経験から見る現在の課題  
—阪神淡路から東日本へ—

笹野由梨香

1. はじめに

日本では阪神淡路大震災の起こった1995年がボランティア元年と呼ばれている。以降、全国から集まるボランティアは災害復興に大きく貢献してきた。しかし、ボランティアの在り方については様々な問題点も挙げられている。阪神淡路大震災当時のボランティア活動から見出された問題が、2004年と2007年の中越地震を経て、2011年3月11日の東日本大震災の現場ではどのように改善されたのか。また、現在どのような問題が残っているのかを実際の活動事例をもとに考える。

2. 阪神淡路大震災におけるボランティア

1995年1月17日に発生した阪神大震災に対して、述べ180万人(97年12月末までの推定)がボランティアとして活動した。駆けつけたのは特技や資格などを有しない一般ボランティアがほとんどで、行政や自治体は駆けつけたボランティアへの対応に追われたが、各自治体は膨大な被災地ニーズとボランティアを結び付けることができなかった。また、ボランティア団体が行政の下請けとなってしまうことも問題視されていた。

3. 2つの中越地震におけるボランティア

2004年の中越地震・2007年の中越沖地震の際、全国各地から支援に駆けつけた経験者によってボランティア中継基地が形成された。地元自治体への過度な負担とボランティアの滞りが解消され、統制のとれた活動を行うことができるようになった。

また、地域の自主自立を損なうような活動ではなく、ボランティアができること・できないこと、やるべきこと・してはいけないことを分けて考えた活動が求められた。地域の方との連携を大切にされた地域主体のボランティア活動の重要性が再認識された。

一方で、ノウハウの継承、ボランティアと住民の価値観のズレ、地域の自主自立性の確保、地域役員の負担軽減等の問題点などが依然として挙げられていた。

4. 東日本大震災におけるボランティア

中越地震以降、ノウハウの継承やこれまでの問題点の整理が行われた。その中で、特に問題として残ったのが以下の3点であると考えられる。

- ・ボランティアが行政に無償で労力を提供し、利用される組織になっていないか。
- ・地域の自主性・自立性を無視し、地域コミュニティを攪乱する存在になっていないか。
- ・地域内で大きな負担を背負っている方をどのように支えていくか。

東日本の現場の例を挙げる中で、残った課題と新しい課題について考察を行った。

① 大規模なボランティア中継基地での行政とのかかわり

一般ボランティアの分配を行うために、行政からの委託事業を行うことを否定することはできない。しかし、行政の下請けになってしまうのではなく、ある程度対等な発言を出来る立場で関係を築くべきである。また、活動が長期化するにつれて、行政の手の回らない・見落とされがちな支援へ移行する必要がある。

② 個人で活動を行うボランティア

仲介団体を通さずに活動するボランティアの中には、地域に戸惑いや不信感を抱かせてしまう活動もあった。ボランティアとはそもそも自主性・公共性・無償性・非営利性に基づいた活動であり、活動を行う過程でほかの被災住民の方に迷惑をかける活動はボランティアとは言えない。自己実現可能な活動としてのボランティアが広まる中で、本当に役立つ活動を行っているか・被災住民にとって何が必要なかを考えて行動する必要がある。

③ 行政に頼らないボランティア活動

個人でのボランティアは、行政や大規模団体では手の届かない在宅避難者や高齢者に対してのきめ細やかな支援を行える活動でもある。しかしこの活動はノウハウや経験を持ったボランティアによって行われるべきである。活動地域を統括している団体に情報を提供し、責任を持ってその地域と関わっていく必要があるからだ。

地域の運営側と構成員側の双方から地域に関わることで信頼関係を築き、ボランティアと被災者という枠を取り払ったつながりを形成し、地域に根差した活動を行うべきである。その際に特定の個人に負担がかかりすぎていないかを考える必要がある。

5. まとめ

ボランティア活動はこの 20 年間でどんどん進化・改善されてきた。行政や住民、ボランティア団体同士のかかわりはこれからもずっと議論されていくだろうが、ボランティア団体の運営についての問題はほぼ解決されたといってもいいのではないかな。

活動がどんどん参加しやすいものになり、今まで以上に専門知識や経験を持たない人の参加が増えているのは、単なる奉仕活動ではなく自分が成長できる、面白い活動であると認識する人が増えたからではないだろうか。しかし、あくまで活動の目的の主体が自分ではなく被災住民であることを忘れず、「ボランティアはしてあげているのではなく、させてもらっているものだ」という認識を心の片隅に持ってほしいと思う。

これからは、ボランティア参加者の問題についても考えたい。ボランティア経験者がその後、継続する人と一度きりでやめてしまう人にどうして分かれるのだろうか。ボランティアにいい印象を抱かない人はボランティアをどう捉えているのだろうか。

このような問題について研究を重ねながら、これから発生していく災害に備えたいと考える。

TPP 参加後の農業はどうなるのか  
～重要 5 品目を中心に～

1182306E 田島 宝

## 第 1 章 日本農業の問題点

戦後初の『農林白書』(1957 年)において、日本農業の問題点として①農業所得の低さ②食糧供給力の低さ③国際競争力の低さ④兼業化の進行⑤農業就業構造の劣弱化が指摘され、これらは「5つの赤信号」と言われている。この「5つの赤信号」は今日の日本農業にも当てはまり、その状況は悪化している。

さらに、小規模・兼業農家が大多数を占める日本では、農業の票と農業協同組合(以下、農協)とが結びついて巨大な圧力団体になった。この恩恵を受けるかたちで自由民主党(以下、自民党)は長期政権を築き、農業予算を増やしたい農林水産省(以下、農水省)とも利害が一致し、農協＝自民党＝農水省の鉄の農政トライアングルが形成された。農協は「信用事業」「購買事業」「販売事業」「共済事業」の4つの柱で事業を行っている。農協にとって望ましいのは、組合員の維持と4大事業の利用額を増加させることである。農業経営の規模拡大、農地集積が進めば農家数は減る。また、大規模になった農家が自ら資材を調達し、生産物の販路を開拓すれば、農協は存在意義を無くしてしまう。しかしながら、今日も農協は存在し、政府が農業ではなく、農協を保護する政策に向かったことを示している

農地制度問題も深刻化している。農水省の統計では農地全体の10分の1が耕作放棄地となっており、これらの農地をやる気のある農家に集め、大規模な農業を行うことが求められている。しかしながら、農地は資産としての価値があり、商業施設・住宅など儲かる土地利用への転用が進んでしまった。この転用は法律的に違法であるが、民法上の所有権が優先されるため、軽い罰則の後に事後承認されてしまう。従って、世界に有数の日本の農地が失われていった。

近年では、安全性に関する問題が生じた。東電福島第一原発の事故により、大気中に大量の放射線物質が放出され、日本の農産物は諸外国から輸入規制を受けた。これを機会に農作物の安全性の問題に対する関心が高まっている。また、食品メーカーの産地偽造が多発し、世界最高水準であると言われた食の安全性に対するチェック機能が疑問視されている。

## 第 2 章 農産物自由化の歴史と TPP の概要

日本は 1955 年に GATT に加盟して以来、世界規模での貿易自由化に漸進してきた。しかしながら、現実的にはさまざまな国の国益が衝突したため、利害が一致する国家間の歩み寄りとして自由貿易協定(以下、FTA)が締結されるようになった。さらに多国間での FTA 交渉、環太平洋連携協定(以下、TPP)にまで発展し、2013 年 3 月 15 日に TPP への参加が決定した。

TPP 参加の影響として肯定的な意見を持っている伊藤元重氏は政府の補助金を政治的なばらまきであるとし、農家一人あたりの農地が狭すぎると指摘した。国際競争力をつけるためにはプロの農家に対して農地を集積させ、大規模な農業を行うことを推奨している。また、日本の農産物は品質において競争力を持つことも指摘している。同じく、TPP 参加を肯定的に捉えている山下一仁氏は消費者の立場に立って、政府が関税を維持することが農産物の市場価格引き上げにつながっていると指摘している。

一方で、TPP 参加を否定的に捉えている宇沢弘文氏は地域社会への影響を危惧し、地域の基幹産業を担っている農作物に対しての関税撤廃は地域社会の崩壊につながると指摘する。この指摘において重要な点は、これまで地域社会の経済を支えてきた農産物が存在し、それについては FTA の交渉で例外品目として扱われてきたということである。それが TPP 交渉において重要 5 品目と言われている、米・麦・牛豚肉・乳製品・砂糖である。

重要 5 品目の現状とその活路については今回のプレゼンの主題として扱うため割愛する。

### 第 3 章 これからの農政

安倍政権は TPP に対応するため、「攻めの農業水産業」を展開するとした。具体的な政策としては 6 次産業化、輸出拡大政策、農地中間管理機構の 3 つである。6 次産業化とは「農業が 1 次産業のみにとどまるのではなく、2 次産業（農産物の加工・食品製造）や 3 次産業（卸・小売、情報サービス、観光など）にまで踏み込むことで農村に新たな価値を呼び込み、お年寄や女性にも新たな就業機会を創り出す事業と活動」と定義され、現在 1 兆円規模のこの市場を 10 倍の 10 兆円にまで拡大させるというものである。

輸出拡大政策では、高品質の農産物に対するニーズが高まっているアジア市場に向けた輸出を増やすことで、2012 年に 4500 億円であった農産物の輸出を 2020 年までに 1 兆円にまで拡大する方針である。

また、農業の 6 次産業化政策・輸出拡大政策のために国内制度改革の先駆けとして始まったのが農地中間管理機構(以下、機構)という政策である。これは各都道府県に設置する機構が農地の所有者からいったん、農地を預かり、中間保有をしながら利用権の再配分を繰り返し、農地を集積させ、農地の借り手に貸し出すという政策である。

この 3 つの政策に加えて、減反政策の廃止についても議論がある。これについては生産量調整のためにかかる無駄な補助金の削減と生産量増加にともなう米価の下落が狙いである。

以上のような政策を通じて、農家・農村の所得を 10 年間で 2 倍にすることがアベノミクスのねらいである。



## 日本農業の再生と 6 次産業化の活路を探る

1172251e 村上 眞矢

### <序章>

近年日本において TPP 参加が正式に表明され、グローバル化がますます進んでいる。その流れを受けて農業分野が特に危ないと言われている。というのも、日本農業は競争力がないと言われており、海外の農産物が安い価格で輸入されると日本農業は価格競争に負けて衰退するのではないかと懸念されるからである。その対応として最近注目されているのが 6 次産業化である。本稿では政府が行う 6 次産業化政策の中でも「農林漁業成長産業化ファンド（以下ファンド）」という政策に焦点を当てる。ファンドの政策を中心に「政府が 6 次産業化を推進する意図」について考えていきたい。

### <1 章>日本農業の現状と TPP

日本農業の生産量と総産出額は 1985 年をピークにして全体的に減少傾向である。農業が縮小している背景には主に農地の集積と担い手不足の問題がある。政府による減反政策で主業農家の規模拡大が阻害され、耕作放棄地も増えている。担い手の高齢化、減少も深刻である。これらの問題には JA が深く関係していると考えられる。様々な問題を抱える農業であるが、TPP を契機に変革を迎えようとしている。TPP では非関税分野を含む高い水準での自由化を目標としており、関税撤廃の例外は原則認められない。市場が解放されることで輸出力が強化され、ビジネスチャンスが広がる一方で、競争力のない農業分野への対応が急がれる。そこで政府は①大規模化を図りコストダウンする②品質で勝負する③6 次産業化の 3 つの方向で農業を変えようとしている。①の例として減反廃止などが近年注目されているが①と②に関しては本稿では詳しく取りあげない。本稿で注目する 6 次産業化とは第 1 産業×第 2 次産業×第 3 次産業のことであり、農業の多角化を指す。つまり生産者が自ら生産、加工、販売を行うということである。そうすることで中間マージンが発生しない、他の農産物と差別化がしやすくなるなどのメリットがある。一方で、販路の確保や商品開発、資金調達など課題も多い。そこで政府は農家の 6 次産業化を支援するために様々な政策を考えている。その政策の一つがファンドである。

### <2 章>6 次産業化をめぐる政策構想（ファンドについて）

ファンドとは農林水産物を生かした新たな事業の開拓に取り組む 6 次産業化事業体に対して出資を行う政策である。6 次産業化事業体というのは農林漁業者と 2 次産業、3 次産業事業者（いわゆる企業）が出資し合っできた合弁事業体を指す。6 次産業化事業体に対して国からの出資を受ける「農林漁業成長産業化支援機構」と民間金融が折半出資してできた「サブファンド」が出資を行う。またサブファンドは出資だけでなく経営支援も行う。この政策を使うことで、農林漁業者は少ない資本で大きな事業資金の調達（最大 20 倍）が可能になり、他産業のノウハウも獲得できるので新たな販路獲得ができる。一方で 6 次産業化事業体は農業生産を行えないため他力本願になる危険や、自己資金を大きく上回る事業を展開するというリスクもある。

### <3章>実際の農家の現状

農家の方は6次産業化についてどのように考え、政府の政策についてはどう感じているのか実際にお話を伺った。本稿で取り上げた事例は二つである。

一つ目はリンゴ農園の「なかひら農場」である。社長の中平さんによると6次産業化に近いことは以前からしていたそうである。現在では国に6次産業化推進整備事業体として認定されているが、資金調達が一番の課題である。しかし、ファンドで多額の資金を得ても使い切れないし返しすることができないとの懸念から、現状ではファンドは利用しない方針である。

もう一つは「モクモク手作りファーム」である。ここでは二人の方にお話を伺った。モクモクでは、価値を伝えてモクモクの考え方に納得した上で商品を購入してもらうために会員制をとっている。6次産業化の先駆者として知られるモクモクであるが、運営を行う松永さんによるとモクモクでも資金調達が課題である。一方で、TPPに関しては品質に自信があるため何の心配もないとのことであった。また6次産業化を支援する部署におられる篠原さんにファンドのお話を伺ったところ、ファンドを利用するとサブファンドに経営権の一部を握られる危険があると話されていた。また、出資の回収は自社株買いが中心であるため、6次産業化事業体が大きくなればなるほど出資の回収が困難になるということも懸念されていた。

### <まとめ>

農業の危機に対して6次産業化が政府によって進められているが、6次産業化にはメリットだけでなく厳しい一面もあると分かった。また、ファンド政策に対して農家の方が不信感を抱いているという現状も明らかになった。ファンドが小規模農家にとってハードルの高いものであることや、農業生産を認めていない点、サブファンドが6次産業化事業体の経営を乗っ取る可能性などをふまえると、政府が6次産業化を進める意図は6次産業化という名目での大資本の後押しではないかと考えられる。TPPを契機として減反政策廃止のような大規模化を図ってコストダウンするという発想は確かに必要である。しかし、6次産業化は本来付加価値をつけ良いものを高く売るという考え方である。それゆえ、大規模化しコストダウンするという考え方と一緒にしてはいけないと思う。逆に6次産業化は減反政策の廃止等で進む大規模化の風潮の中で、熱意のある小規模農家が生き残る一つの活路となるべきである。

## 1, はじめに

本稿では、オーストラリア産牛肉という産業がオーストラリアにとってだけでなく、日本にとっても重要な産業であることを確認し、干ばつなどの問題に対する対策について概観することで、より安定した牛肉生産について考える。

## 2, 日本とオーストラリア産牛肉の関係性

日本では、1991年から牛肉の貿易自由化が始まった。それによって、輸入牛肉が日本に多く流入するようになり、国内生産量を上回るほどの量が輸入されるようになった。安価なアメリカ産牛肉やオーストラリア産牛肉が市場に出回り、日本の牛肉産業はそのシェアを奪われるのではないかという懸念を持たれた。しかし、国産牛肉の高級化、肥育能力の上昇といった努力によって、国産牛は家庭消費、輸入牛は外食産業や食品加工業における消費といった棲み分けが行われるようになった、

## 3, オーストラリアにおける牛肉産業の位置と安全性の確立

オーストラリアは、広大な国土を有しているが、人口は約2,100万人と、日本の6分の1程度である。そのため内需が非常に小さく、輸出産業を育てることで経済成長してきた。輸出産業のうち、60%程を占めるのが第一次産業であり、その中でも農業と資源がほとんどを占めている。その中でも農業の特徴に注目することで牛肉産業のポジションを確認する。

オーストラリアは、国土の59%が農地であり、さらにその90%近くが放牧地である。乾燥した気候であるオーストラリアでは、耕作には不向きである。そのため、古くから放牧による牛肉生産が行われていた。牛肉産業はその安全性の確立のために、以下の施策を行うことで海外競争力をつけ、現在のような大きな産業へと移っていった。

- ① 品質保証制度…肉牛に対する薬品使用履歴や給餌履歴を申告、認定肥育場での生産のみを許可
- ② トレーサビリティ…肉牛に電子タグをつけることで出生農場から枝肉の状態になって輸入されるまでの移動を全て記録する制度

#### 4, オーストラリア産牛肉の課題

オーストラリア政府の提唱する干ばつ対策

##### ① 遺伝子組み換えされた飼料の生産

遺伝子組み換え技術の発達によって、干ばつに強い飼料や、農薬や除草剤使用量の削減、高エネルギーな飼料の生産が可能になる。一方で、日本人の遺伝子組み換え技術に対する印象は、農林水産省によると、否定的な印象を持つという回答が約8割であった。また、オーストラリア国内においても、遺伝子組み換えされた飼料の使用に反対する消費者による抵抗運動も行われている。

##### ② 飼料の輸入

BSEの感染源であるプリオンは熱処理や化学処理では感染力は衰えない。そのため、オーストラリアの提唱する安全管理制度の適応外である外国からの飼料輸入ではプリオンによる汚染の危険性がある。

##### ③ バイオ燃料技術

干ばつの原因の一つに、地球温暖化がある。そこで、政府は地球温暖化対策としてバイオエタノールの生産に注力をし始めた。しかし、バイオエタノール生産には大量の穀物を使うため、畜産業者や環境保護組織による批判を受けている。

#### 5, 終わりに

オーストラリアでは乾いた気候であるために、牛肉飼料の生産が困難である。それを解決するためには上述した手法を使わざるを得ない。しかし、その旨を消費者に広く伝えることで消費者の選択権を与えることが必要なのではないだろうか。

今後は干ばつに対する他の農産品の対策について研究していきたい。

#### 参考文献

長澤 真史 (2002) 『輸入自由化と食肉市場再編』

MLA 豪州食肉家畜生産者事業団(2010) 『オーギー・ビーフの安全性』

Emma Ansell, Eamon McGinn (2009), “GM stockfeed in Australia”

Clara Cuevas-Cubria (2012), “The impact of Australian ethanol policy on agriculture: examining limiting factors”

# 医療産業化の展望 ～日本国内外の事例からの考察～

3 回生 土光 勇麻 （予定討論者：西垣 智世）

## はじめに

日本は急速に少子高齢化が進展しており、税収増が期待できないうえに、国民医療費が毎年 1 兆円ペースで増加していることから、いずれ税収・保険料のみでは国民皆保険を基本とした医療制度を維持することができなくなることは想像に難くない。日本の医療は、ただ予算を消費するだけの分野から、産業化によって財政に貢献する分野に脱皮する必要がある。本文では医療産業化に成功した外国の事例、日本国内の医療産業化に向けた動きを整理したうえで、これから日本の医療産業化政策はどのように進展していくかの展望を混合診療解禁の是非、医療産業集積、医療ツーリズムといった観点で考察する。

## 第 1 章「海外の医療産業化の事例」

海外の医療産業化の一例目は米国だ。米国では「Eds and Meds」という医療関連産業の集積を意味する言葉が流行している。医療産業の集積は多くの雇用をもたらし、所得・産出を増加させることによる税収増や産業連関効果によって財政に寄与できるためである。

米国ピッツバーグは鉄鋼業が衰退した後、ピッツバーグ大学医学部を中心に産学官が連携し、戦略的に医療産業を集積させ地域再生を果たした。現在ピッツバーグ大学医学部は別法人化されており、この法人は高度・高価な治療だけでなく、地域住民のプライマリケアも行っている。医療産業化は決して先進医療の進展のみを目的とするものではなく、雇用の確保やプライマリケアの充実によって地域住民にも恩恵を与えられるものなのである。

米国ナッシュビルにも医療産業は集積し、医療産業クラスターが形成されている。医療産業クラスターは雇用、所得、産出の増大、そして納税によって地方財政に大きく貢献しており、医療産業化が地域経済に与える影響の大きさを窺い知ることができる。

海外の医療産業化の二例目はシンガポールだ。シンガポールは 2000 年以降政府が主導しバイオ医科学産業の発展を図り、わずか 10 年ほどでバイオ医療クラスターを形成することに成功した。この成果を海外に PR することでシンガポールの医療の質の高さは世界的に注目され、現在は医療ツーリズムの一大受入国になっている。

海外の医療産業化の三例目はタイだ。タイもまた、国策として医療ツーリズムに取り組んでおり、UAE を筆頭に多くの医療ツーリストを受け入れている。タイが医療ツーリストの滞在先として人気なのは、高度な医療レベル、アメニティを備えた病院が存在し、観光資源が豊富なためである。

## 第 2 章「日本国内の医療産業化に向けた動き」

小泉政権が特区制度を創設して以来、日本国内で医療産業化の動きが活発になった。民主党政権時代の「新成長戦略」では医療の規制緩和、特区制度の積極的な利用を行い、医療ツーリズムをはじめとする医療産業化を目指す方針が出された。日本政策投資銀行のレポートは、日本の潜在的な医療ツーリズム市場は大きいとしている一方で、二木立氏はこのレポートの試算に疑問を投げかけている。

神戸市は 1998 年 9 月から「神戸医療産業都市構想」を推進しており、医療機器、医薬品、医療技術の

研究開発を目標としている。神戸市は日本の医療機器・医薬品産業の国際競争力低下を懸念し、関西・神戸ならではの強みを活かしながら医療関連産業を集積させ、医療サービス水準と市民福祉の向上を目指している。一方、この構想には神戸市医師会が強く反対している。医療格差が生じ、医療倫理を守れなくなる恐れがあるからである。

長野県佐久市は古くから「メディコ・ポリス構想」を提唱し、地域医療の充実に努めてきた。日本に昔からある医療産業の集積地である。さらに佐久市は2011年12月に「世界最高健康都市構想実現プラン」を発表し、佐久メディカルバレーの構築を目指している。医療産業の集積によって雇用を確保し、地域医療をさらに充実させることを目標としている。

### 第3章「日本の医療産業化の展望」

日本において医療産業化はどのような形で進展していくのだろうか。医療産業化を議論するうえで避けては通れないのが混合診療の解禁だが、厚労省が断固反対しており、最高裁も原則禁止を妥当としたことから全面解禁は行われず保険外併用療養が拡大されながら、先進医療の推進を行うことが予想される。営利を追求する株式会社に医療分野への参入を認めることも望むべき規制緩和ではない。

医療産業の集積については、第2次安倍政権は「国家戦略特区」で医療の国際的なイノベーションを目指すとしていることから、今後さらに各地で医療産業の集積が進むことが予想される。産学官の緊密な連携を行っている自治体は神戸市だけではなく、福島県もまた医療産業の集積に取り組んでいる。

日本において医療クラスターを形成するためには、政府が生産額や雇用者数といった明確な目標を設定することが求められる。加えて産・学・官の連携も必要になり、政府が民間企業や教育機関と密接な連携をするだけでなく、政府内でも医療産業化政策において敵対することが多い厚生労働省と経済産業省が連携しなければならない。さらには医療クラスターを形成するために必要な予算を確保するためにも、期待される経済効果やプライマリケアの充実に国民に理解してもらうことも必要不可欠だ。

医療ツーリズムについては政府が中心となって日本の医療の質の高さをPRすることが求められる。日本は先進医療の他、温泉湯治も医療ツーリストを招き入れるための武器になるはずであり、観光収入の一割というタイと同等の水準に引き上げることを目標に、政策立案を行うことが必要となる。

### おわりに

現在の日本の医療制度は大変優れており、自分たちの利益を守るためだけに保守的な主張を繰り返す関係者だけではなく、自分たちがこれから先も優れた医療を受けられるように保守的な主張をする一般国民も数多くいるであろう。しかし国民医療費が毎年1兆円ペースで増加している現在、医療崩壊のタイムリミットはすぐそこにまで来ていると言っても過言ではない。

海外の事例からも、医療産業集積や医療ツーリズムが成功した場合の経済効果は大きく、また日本にはそれを成功させるだけの医療技術がある。そのためにも行政が道筋をつけることが重要である。政府や地方自治体は積極的に医療産業化を目指しているが、更に大きな医療改革が求められることも確かだ。日本各地に誕生した医療産業都市が研究の面では世界最先端の研究を行い、人事の面では従来の医局制度の良いところのみを参考にし、医師・看護師の偏在なく国内の患者を治療し日本人の健康を守りながらも、外国人相手の治療では日本の豊富な観光資源とともに高い医療技術を国外にアピールする。これが、私が思い描く未来予想図だ。

# 消費社会と商店街

西垣 智世

## 序章 研究に先立って

私は、3回生論文を書くにあたって一年間消費社会と商店街に関して研究をしてきた。もともと家業として豆腐屋を父親が営んでいたのだが、6年ほど前に家族の生計を立てることと、機械などの設備の維持を両立することが不可能になってしまい店をたたむことを余儀なくされた。物心がつく前から商店街で育ってきた私は、店がなくなるのは帰る場所がなくなるようなもので大変寂しかった。そして豆腐屋をたたまないですむ方法はなかったのかと考えていて今回このテーマで研究をして論文を書くにいたった。

## 第1章 消費社会の変化

商店街の店舗の廃業の原因を探るためにまずは消費社会に関してまとめている。第1節ではリースマンの著書『孤独な群衆』を読みながら、人の性格とそれが今の消費社会にあたえている影響についてまとめている。この著書は1950~60年代ごろの戦後アメリカ人を観察しながら、社会が機能するためには社会の成員が社会の中で担っている役割を遂行することを促すような性格が大事であり、それは消費社会に関してもいえるということ述べている。現代の人間の社会的性格は他人指向型で、何かを実行するにあたって他人の影響を大きく受ける。このような人間の社会的性格の結果、人間は他人からの影響を大きく受け自主性を失ってしまいそして「孤独な群衆」となってしまったのだとリースマンは主張する。

第2節では、その後高度経済成長期には消費にあたって価値がおかれるものが「他人との差異」であることを説明する。1980年代ごろの消費社会をジャン・ボードリヤールの『消費社会の神話と構造』という著書によると、現代の日本は大量生産大量消費の時代で、必要なものが手に入らないことは極めて少なく価値判断の基準になるのは、モノの物理的、実用的な側面だけではなくむしろ、他人がもつモノとの差異による部分が大きいのだ。他人との差異や商品に付けられた記号をもとにおこなわれる記号的消費に関してこの項で述べている。

第3節では1990年代以降記号的消費論の後の時代の消費社会に関して説明している。ここでの議論は、『消費社会のゆくえ』を記した間々田孝夫の議論がもとになっている。消費者が生産からおこなうプロシューマーや時間をかけて質の良い消費をおこなうゆとり消費などでその商品そのものもつ価値に重きがおかれる時代になった一方で、スーパーやコンビニ、さらにはインターネットショッピングなどの便利な消費形態も大きく発達している。消費社会は多様化しているのだ。

## 第2章 商店街の過去・現在・これから

第1章での消費社会の考察をもとに今度は商店街について考えた。第1節では、商店街の衰

退の過程や原因についてまとめている。商店街が衰退していった原因として①政府による距離制限やゾーニングなどの規制緩和がおこなわれたこと、②小売店が家族経営にこだわったために後継ぎがないことで店をたたまざるを得なくなったこと、③商売の継続が厳しくなった小売店がみんなしてコンビニ化したことの3つが要因としてあげられる。商店街の性質と「差異化」「大量生産大量消費」といった消費社会が歩んできた過程は噛み合わず商店街は経営が厳しくなっていく。

第2節では、商店街の魅力に関して述べている。熊本県の「阿蘇一の宮門前町商店街」では人を集めにぎわいを保つ工夫がなされている。他にもたくさんの商店街で、商店街に人が集まるようなしつけや仕組みやイベントを用意したり、そこでしか消費できない逸品を一品用意したりして、商店街の魅力を生みだし商店街や店を存続させようとしている。

第3節では商店街という社会について論じている。社会とは、人と人のかかわりの上に成り立つものである。インターネットショッピングや大型スーパーのセルフレジなどは便利さを追求したがゆえに、人と人との関わりが無くなり社会がなくなってしまった。一方の商店街では人の力や人の思いによって信頼を構築し、商店街に買い物に行ったら絶対に人とのコミュニケーションなしには消費活動をおこなうことはできない。人の思い、人ありきで成り立つ商店街は社会を形成し地域社会の中で大きな役割を果たしているのだ。

### 第3章 社会の中での商店街

社会の中での商店街の位置づけや役割について述べている。第1節では、環境問題や少子高齢化などの社会問題に対して消費を通じて商店街が貢献できることを考えている。また情報化やIT化という現在進行形の社会現象に対して商店街における商店街の役割についても考えている。

第2節ではこれからも商店街が生き残っていくために重要なことをこれまでに研究してきたことからまとめている。便利さでは大型スーパーやネットショッピングにはかなわない商店街であるが、思いを持った人々の意志があって、人と人との関係性によって信頼を構築し社会を形成する力がある。このような点では商店街に期待を寄せるが実際のところ思いだけでは原材料費や維持費などを考えて経営を続けることは出来ないので、課題はまだ残っている。

### 終章 研究を通じて

消費社会と商店街に関して研究をすすめていくうちに、滅びてしまった商店街や商店に対する見方が変わった。時代の流れの中で商店街の豆腐屋さんがつぶれてしまったのはどこかでどうしようもなく仕方がないことなのだと思う。しかし私の親が営んでいた豆腐屋は滅びずに済む方法はあったと思った。それを探そうとしなかった心が店をたたむという結果につながってしまったのだとそう考えるようになった。4回生では、実際に自家製豆腐で商売を続けている商店や、スーパーに豆腐を卸している工場などに聞き取り調査を行って現実的に商店街の未来につながるような研究にしたい



都市部を中心に地域のつながりが希薄になった現代では多くの都市問題が存在する。そして問題を解決するために、住民を主体として喪失したコミュニティを再生し、問題解決を行おうという声が高まってきた。今回の三回生論文では地域の住民を巻き込み、経済、環境、社会の側面から統合的に問題解決へ取り組み、衰退地区の再生を目指すドイツの Soziale Stadt (以下社会都市プログラム) の制度的特徴や実施事例、課題を示し、住民参加を促しながら衰退地域の問題を解決する方法のヒントを探ることを目的とする。

## 第1章 社会都市設立の経緯

ドイツは日本と同じく人口が減少することが予想されており、政府の予測では 2050 年までに現人口の 3 割の人口が減少するとされている。また産業構造の変化や東西統一により重工業地域や旧東独地域では経済的格差や人口流出の問題が噴出した。ドイツではこうした人口の減少や経済情勢の変動に対する都市形成の在り方が議論されてきた。またドイツは国民に占める移民の割合が高く、移民の社会への統合が進まず、孤立してしまうことも深刻な問題となっていた。移民や失業者などの低所得者層は家賃の低い地域に集中し、その地域は社会からの孤立、住環境や治安の悪化を招いた。これらの問題を解決するために、地域住民主体による、包括的に地域課題解決に取り組むプログラムの設計が望まれるようになった。社会都市プログラム施行の際には、ノルトライン・ヴェストファーレン州やハンブルク特別市などで先行して行われていた地域再生政策や、EU の「URBAN プログラム」の経験がその制度設計に活かされた。1999 年に連邦政府と州政府が合同で社会都市プログラムを立ち上げ、今までにドイツ全 16 州、355 の市町村で施行された。

## 第2章 社会都市プログラムの特徴

社会都市プログラムの特徴として以下の 3 点が挙げられる。1 つ目は行政主導ではなく地域住民主導による問題の解決を目指している点である。地域住民や、行政、企業、民間団体が協力体制を築き、地域住民の手によって、プログラム終了後も持続的な問題解決にあたる体制の構築を目指している。2 つ目は多くの問題に対して統合型アプローチを図る点である。それぞれのプロジェクトにまとめて一つの目標を設定したり、複数の目的を持ったプロジェクトを実行する。問題解決にあたっては社会、経済、環境のそれぞれの観点から解決策を考える。問題の範囲として福祉の充実や、地域経済再生といったソフト面から、住宅改修や地域環境の整備といったハード面の両方をとり扱う。3 つ目は物的、人的資源、予算の集約という点である。地域の文化や施設、歴史、産業などの物的資源、市民や民間団体、企業、知識人などの人的資源を集約させ、活用する。予算の集約のためには、行政の部門間の連携が必要であり、社会都市プログラムの実施は縦割り意識の強かった行政に、横の連携への意識転換を促した。

プログラムを実施する上では、住民や民間団体、企業など地域関係者の意見の集約を図る必要がある。ワークショップや、参加自由の意見交換会、選挙によって選ばれた住民による会議など、地域によって様々な方法を採用しながら、多くの関係者をプログラムへ取り込み、意見交換、利害調整や実施策の検討を行う。そして地域マネジメントの主体として、コミュニティマネージャーが設置される。コミュニティマネージャーは地域マネジメントへの住民の関心の喚起、交流、プログラム参加への呼びかけを行

うなどプログラムの中心の役割を担う。プログラムの成否を大きく左右するコミュニティマネージャーの担い手は、自治体職員や住宅企業、行政から委託された民間団体、専門会社、学校等、地域によって異なるが、今回論文にて事例を紹介したベルリンでは地域開発の実績を挙げている専門会社が数多く存在し、対象地域のマネジメントは全てこれらの団体に委託されている。

### 第3章 ベルリンにおける社会都市プログラムの事例

ベルリンは東西統一後、首都機能移転による建築バブル勃発、郊外化とジェントリフィケーションが進展、古い労働者住宅や東ベルリンの大規模住宅などに貧困層が集中、住環境が悪化した。ベルリンのプログラム実施地区では全体的な傾向として、実施領域が住環境の改善と青少年対象の事業に集中している。課題としてはプログラム終了後の地域マネジメントの継続、若者、短期居住者、移民の参加促進等が挙げられた。

### 第4章 社会都市プログラムの課題と日本における応用の可能性

社会都市プログラムは成功しているプログラムであり行政の体制、市民活動、コミュニティ形成に大きな変革を起こすプログラムだと評価されている。しかし全ての地区でうまくいっているわけではなく、プログラムへの参加者の層が狭くなってしまった地域や、声の大きい中産階級の意見を反映した結果、移民や失業者といった社会的マイノリティの意見を取り入れられなかった地域も存在する。運営上の課題としてはプログラム評価方法の確立、プログラム終了後に事業を継続する主体の運営、都市全体の経済変動や州政府や、連邦政府、EUなどのより高次な政策変動の影響などが挙げられる。また移民統合が必ずしも歓迎されてないといった問題も抱えている。このように成果だけでなく課題も多く抱える社会都市プログラムであるが、日本の地域再生政策において参考になる点を多く含んでいる。特にプログラムの特徴としてあげた関連予算の集約は、地域再生の分野のみならず行政組織の改善への可能性を感じる。各部署の連携をうながすことでより効率的で柔軟な対応をとることが可能になるのではないだろうか。日本では、NPOが主体性を発揮できず、行政の下請けとなってしまうという事例が多く存在する。今回あげた民間団体が多く活動しているベルリンの例は市民団体が行政主体から脱却し、協力関係を維持しながら、地域改善を促すヒントを与えてくれているように思う。そのためには専門性の向上や、広報活動の強化、市民の活動促進などが必要になるだろう。

#### 参考文献

室田昌子 『ドイツの地域再生戦略 コミュニティ・マネジメント』学芸出版社(2010)

再開発コーディネーター協会「欧米(米・英・仏・独)の都市再生の動き」

Benjamin Scholz “Soziale Stadt Ziele und Erfolge einer integrierten und sozial orientierten Stadtpolitik” (2010) GRIN

大場茂明 「ドイツにおける都市再生の新たな戦略 — Stadtumbau Ost” プログラムを中心として—」 (2004)

フンクカロリン「近隣地区における社会構造の安定をめざすまちづくり—ベルリンの事例から—」(2007)

Quartiersmanagement-berlin

<http://www.quartiersmanagement-berlin.de/Quartiersmanagement.5181.0.html>

世古一穂 『協働コーディネーター 参加協働型社会を拓く新しい職能』ぎょうせい(2007)